

## ◎奥州市道路愛護活動奨励金に関する Q&A

| 1 申請団体について                                      |  |
|---|--|
| <b>Q 1 申請できるのは振興会または行政区だけか</b>                  | <p>A 振興会等または行政区等だけです。</p> <p>なお、振興会等が申請する場合は、振興会だけでなく道路愛護会連合会や区長連絡会議等でもかまいません。</p> <p>また、行政区等が申請する場合は、行政区長だけでなく任意団体（〇〇道路愛護会、〇〇組合など）でもかまいませんが、申請（交付）するのは1行政区につき1件ですので、複数の活動団体がある場合等は、当該行政区内で調整していただく必要があります。</p>      |
| <b>Q 2 振興会が申請する場合は、区域内の全ての行政区を統括しなければならないのか</b> | <p>A 一部でもかまいませんが複数であることが必要です。また、申請年度ごとに統括の有無、統括する行政区数が変わってもかまいません。</p>   |
| <b>Q 3 振興会の「統括」とは、どのようなことをいうのか</b>              | <p>A 奨励金の申請に必要な書類をとりまとめて市に提出することは必須ですが、その他にそれぞれの地域へ道路愛護活動を呼びかけること、振興会としての道路愛護活動を企画すること等が想定されます。具体的に何を、どうするかはそれぞれの地域に合った方法でかまいません。</p>  |
| 2 交付対象活動について                                    |  |
| <b>Q 4 具体的にどのような活動が対象となるか</b>                   | <p>A 主な活動としては次のようなものですが、さまざまなケースが想定されますので、判断に迷うような場合は事前にご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・砂利道の補修</li><li>・道路の路肩、法面、植樹ます等の除草</li><li>・道路の植栽の剪定</li><li>・道路及びその施設の清掃</li><li>・歩道や幅員の狭い道の除雪</li></ul> |
| <b>Q 5 全ての道路における活動が対象となるのか</b>                  | <p>A 市の管理する道路における活動だけが対象となります。よって、国道、県道、私道、改良区の水路、河川、公園などでの活動は対象となりません。</p> <p>また、中山間地等直接支払交付金や多面的機能支払交付金など、市、県、国その他団体等から補助金や交付金等が交付される活動は、この奨励金の交付対象外となります。</p>   |

|   |
|---|
| <p><b>Q6 春、秋の一斉清掃活動やクリーン活動も対象となるか</b></p> <p>A 市の管理する道路での活動であれば対象となります。<br/>もし、国道や県道なども含めて活動された場合には、対象となる人数や活動時間を適宜案分して申請してください。</p>  |
| <p><b>Q7 行政区全体での取り組みではあるが、個々に都合の良い時間に草取り等をするような活動も対象になるか</b></p> <p>A 地域がまとまって行う活動を対象としています。行政区内の一部町内会や子供会等、地域に根ざした団体が行った活動を行政区ごとに取りまとめる場合であれば奨励金の対象にできますが、個々に都合の良い時間に行う場合、その活動のとりまとめや確認ができないため、奨励金の対象にはできません。</p>                            |
| <p><b>Q8 道路側溝の清掃による土砂、街路樹の枝葉等はどう処分すればよいか</b></p> <p>A 側溝の清掃を行う場合は、放射線量や仮置き場等を確認したうえで手順に沿って処理する必要がありますので、事前に本庁生活環境課または各支所市民環境課へご相談ください。<br/>また、街路樹の枝葉等は、その量によって燃えるゴミとして処理するか、別途処理するか異なりますので、事前に本庁生活環境課または維持管理課（各総合支所市民環境課又は地域整備課）へご相談ください。</p> |
| <p><b>Q9 道路愛護活動中にケガをした場合等の保険はないのか</b></p> <p>A 市では道路愛護活動だけでなく、様々な市民活動により負傷した場合、あるいは第三者を負傷させた場合や物を壊したりした場合にも適用される「市民活動総合補償制度」に加入しています。保険料は市が負担するものですが、様々な条件がありますので、協働まちづくり部地域づくり推進課にご相談ください。</p>   |

|   |
|---|
| <p><b>3 交付申請について</b></p>  |
| <p><b>Q10 申請はいつ、どのようにするのか</b></p> <p>A 毎年 1 月から 12 月までの活動に対する奨励金を、その年の 12 月に申請していただきます。申請期間等は別途広報等でお知らせします。<br/>申請にあたっては、活動した日時、人数、活動内容、活動日ごとの場所が分かる地図、状況写真が必要です。（記載例を参照願います。）<br/>活動場所が分かる地図は、略図やインターネット地図（国土地理院地図等）でもかまいませんので、大まかな活動場所を明示していただきます。<br/>写真は、活動状況がわかるように 1 回の活動につき 2～3 枚程度の提出を願います。普通紙にプリンターで印刷したものや白黒でもかまいません。</p> |
| <p><b>Q11 春の活動で限度額に達した場合、以後の愛護活動をしなくてもよいか</b></p>   |

A 申請のあった活動で奨励金を算定しますので、申請書類としては必要としませんが、道路愛護活動は年間を通した活動としてお願いするものです。

**Q12 同じ活動を年3回行なった場合もそれぞれの写真が必要か**

A 活動した都度の活動調書を作成する必要があり、それぞれの写真が必要ですので、忘れずに写真を撮影してください。

**4 奨励金について**

**Q13 奨励金の使い道は自由か。**

A 奨励金は、地域活動に活用されることを期待しているものですが、用途については各地域の自由となります。

また、振興会等へ交付された奨励金について、各行政区等への配分方法についてもそれぞれの地域の考え方に委ねます。

**Q14 活動に必要な事務費や消耗品の支給はないのか**

A 事務費や消耗品等の分を含めて奨励金を交付するものです。